

津軽一粒金丹の研究(一)

——浅越事件について——

松木明知

1 はじめに

著者⁽¹⁾⁽⁵⁾は、日本へのケシの渡来に関連して、ここ十数年来、阿片を一成分とする津軽一粒金丹の史的研究を続け、その成果を本誌や著書の中で発表して来た。

さらに本誌⁽⁶⁾第三十巻四号には、これまで全く知られていなかった津軽一粒金丹の包装紙について紹介したが、これは奇しくも渋江抽斎が使用していた包装紙であった。

津軽一粒金丹については、著者らの研究によっても、未だ断片的なこと以外殆ど知られておらず、弘前藩でどの程度生産を管理していたのかなど具体的なことについては全く知られていなかった。

今回著者は渋江抽斎が抄出編纂した弘前藩江戸屋敷の宿直日記「直舎伝記抄」を精査し、津軽一粒金丹に関して従来不明であった多くの疑問点を解くことが出来たので、以下に報告する。

なお「直舎伝記抄」については、すでに拙著の中で、その概要について報告してあるので本稿では省略する。

なお現存の「直舎伝記抄」六冊は、第八十六回日本医史学会総会の記念刊行物として活字本として刊行されることを附

記しておく。

2 浅越氏について

幕末の文政十三年（一八三〇）に江戸定府の医官を勤めていた浅越永寿が一粒金丹を無断で販売したという所謂浅越事件が起きた。これについて記す前に、まず浅越氏の代々について述べておく。

浅越氏は代々弘前藩の藩医であった。先祖の宗祐は小児科の医者として弘前藩四代藩主の津軽信政に江戸で召し抱えられた。

元禄年間前後には、一般の藩士はもちろんであるが、とくに医者を含めた多くの技術者が藩士として信政によって召し抱えられた。

これは信政が学術を奨励し、殖産政策を積極的に推し進めたからでもあった。浅越家の先祖もこの中の一人であった。弘前市立図書館に、江戸藩士の由緒書を集成した「江戸御家中明細帳」が所蔵されているので、その中から、浅越氏の代々について簡略に抄出しておく。

初代

浅越宗祐

元禄九年五月十日 三十人扶持、御医者として御目見

同 十五年七月十八日 御近習医者

宝永八年二月十一日 新知二百石

同 十八日 先知三百石

正徳四年五月六日 病身に付隠居願申出るも、子供幼少につき、御番御免、御用の節相勤める様申し付けられ

る

悴玄隆御番見習

享保三年五月十九日 隠居

二代目

宗祐悴

浅越玄隆

宝永七年七月朔日 御目見

正徳四年五月六日 御番見習

享保三年五月十九日 家督相続 高三百石

同 十五年 正月 元日 本道高木達常上順に御目見

元文元年五月十七日 御近習医者

宝暦五年十二月二十一日 隠居

三代目

玄隆悴

浅越玄理

享保十四年九月十九日 御目見

寛延二年十二月十五日 御番見習

宝暦五年十二月二十一日 親隠居に付、高三百石の中、百石下し置かれる

同 九年七月二十八日 御比佐様(第七代藩主信寧の女、宝暦五年八月十二日生。松木註)を治療す

同年 閏 七月 三日 当分の間 御番御免

同 十年正月二十八日 御近習医者

安永五年三月二十三日 五十石加増 都合百五十石
天明四年三月十日 病死

玄理聶養子

実町医中村寿庵

二男

浅越玄周

明和八年十月朔日 養子願

同 九年四月朔日 御目見

安永二年八月六日 病身のため実家へ帰る

四代目

実町医村松久閑二男

玄理聶養子

浅越玄隆

安永四年七月二十八日 聶養子

同 年九月朔日 御目見

同 年十二月二十九日 月並出仕

同 九年三月朔日 御番見習 表医者

天明四年五月五日 親玄理跡式、高百五十石六人扶持

寛政元年四月二十九日 御近習詰

同 五年五月十六日 御近習医者格

同 六年正月十五日 近習医者

同 十二年三月十一日 勤料二十俵

文化八年閏二月二十一日 勤料二十俵増

同 九年十月二十七日 御国許で三十石加増、都合百八十石

同 十一年三月十五日 御国許で一粒金丹製法御伝授

文政十年八月十一日 病死

五代目

玄隆三男為嫡子

浅越永寿

文化十年十月四日 御国許で嫡子願

同 十一年十二月二十八日 御目見

文政八年三月晦日 月並出仕

同 年五月三日 御番見習、表医者

同 十一年正月十八日 親玄隆跡式、高百八十石六人扶持、但し是迄の勤料を差し引く

同 十二年三月二十八日 御近習医者介

天保十年八月十二日 御近習詰、御次第は中丸昌庵の次順

弘化五年五月二日 待從様附、御近習医者助

嘉永二年九月二十八日 御近表医者格

同 六年十一月十三日 病死

六代目

永寿三男末期申立候

浅越福藏

後改玄隆

嘉永七年四月十五日 親永寿末期申立三男跡式、高百八十石六人扶持、小普請医

同 年五月七日 玄隆と名改

同 年十一月朔日 御目見

安政五年二月八日 表医者介

同 年十月二十九日 月並出仕

同 年十一月二十四日 御番見習、習医者

文久元年九月二十五日 奥御番助

同 年十一月三日 引取

三代目の玄理が天明四年(二七八四)三月十日に病死したので、町医の中村寿庵の二男玄周を躰養子として迎えたが、病身であったので、躰養子を解消し、玄周は実家へ帰った。

浅越家では改めて町医村松久閑の二男を躰養子として迎え、浅越家の四代目としたことが分る。

この四代目の玄隆の娘が幕府の訳官馬場佐十郎の妻となったことが、佐十郎の墓碑銘によって窺われる。

文化十年(一八一三)馬場佐十郎は、幕府に捕えられたロシアの船長ゴローニンの取り調べのため箱館に出張したが、その途中青森において、義父浅越玄隆と会ったことが次の記録で立証されよう。

直舎伝記抄(題号欠、寛政八年)

文化十年二月十四日

平沼養敬

村井元倫

玄隆

一、私縁者馬場佐十郎儀松前御用ニ而青森通行仕候ニ付私儀青森江羅越致対面候様被仰付難有化合奉存候

3 浅越事件について

さて文政十三年（一八三〇）九月末に、突如として浅越事件とも称すべき事件が弘前藩の江戸屋敷で持ち上った。正式には九月二十七日のことで、当日は、表医者の小島杏栄の宿直の日であった。

御用人の杉山小藤太から二十七日付で、近習医の矢島玄碩、中丸昌貞宛に左のような書状が来た。

別紙書拔老通差越候。委細答書ヲ以申出候様、永寿江、此旨可被申通候 以上。

九月二十七日

（原文には句読点はないが、読み易いように著者が入れた。以下同様。）

つまり浅越永寿に質問に文書で回答するように伝えよと、浅越の同僚の矢島玄碩、中丸昌貞に命じたのであった。御用人の杉山から来た質問は左のようなものであった。

覚

浅越永寿儀、一粒金丹調合御伝法茂相済不申矣処、一粒金丹与名付、三拾粒老包ニ付、佃南鏡老片ツツニ売弘メ、上包

一粒金丹与計相記能書等迄、甚廉末にて、誰調合ト姓名も無之、御秘法之御薬相偽狼ニ売弘メ、似セ薬功能等疑敷相見得シ矣由。頃日茂、武州岩槻在之者、永寿方より右丸薬相調、馬喰町止宿之旅人江、津軽之秘法御薬杯共、諸人江言触罷在矣由。

尤本法調合にてハ、下直ニ売出し申間敷由、御番医乍相勤、右躰之致方ニ而者御外聞之義出来可申旨、右之通相聞矣。委細答書を以可申出矣以上 九月

右の「覚」を要約すると、浅越永寿は津軽一粒金丹の製造販売の許可も得ずに、調合し、津軽一粒金丹と称して三〇粒を一包として販売した。

包紙にも単に「一粒金丹」と記し、能書も粗末で、名も記していない。最近も武州岩槻の者が永寿よりこの薬を購入して、馬喰町の旅館で、この薬は津軽の秘薬であると吹聴している有様である。

藩に仕える身でありながらこのようなことをしたのでは外聞にもかかわる事でもあり、詳細について報告せよというものであった。

続いて翌九月二十八日には次のような記載がある。

一、昨日小藤太殿より被仰付候義浅越永寿より御答書并玄碩昌貞兩人より添書両通共差出申候

用人の杉山から質問状が来た翌日には、浅越永寿からの返事が、同僚の矢島玄碩、中丸昌貞の添書が添えられて早速提出された。少し長い左に引用する。

一、御尋之通、一粒金丹御伝法相濟不申候義者、相違無御座候。然処、右御薬之義者、親玄隆御伝法相濟居候間、懇望

之仁御座候ハハ、差遣申候処より、前々功能知合之者も御座候間、武州岩槻在之者懇望参候ニ付、親調合残有合ニ任差遣申候。

尤大粒之義者病人ニ依相用兼候ニ付、右大粒弐ツ割ニ仕相用宣様、小粒ニ調合仕置候。右故南僚老片ニ付三十粒ニ相成差遣申候。勿論能書等廉未并調合姓名無之義者、私儀御伝法も相濟不申候ニ付、御官印能書相用不申、親玄隆摺殘シ置候已前相用申候包紙御座候ニ付、其儘ニ而差遣申候。全御秘法之御藥私義随意ニ調合、猥ニ相偽売弘メ候義者、決而無御座候。功能之義者、親調合仕置候御藥之義ニ付、大切ニ囲置候間、藥氣等洩損疑敷義者相見得不申候。猶又右相調候者、旅宿ニ而申触候義者親存生之節より相調候義ニ付、外旅人江も談合致候義ト奉存候。本法調合ニ而者下直ニ売出シ申間敷由御尋に御座候得共、前文申上候通、三拾粒ニ付、親同様南鐮一片ニ差遣申候。尔今調合残有之候ハハ相調度旨強望申候間、差遣申候義ニ御座候。御番医乍相勤右牀之致方ニ而者、御外聞之義出来可申旨、御尋之趣重々奉恐入候。此段御答申上候。

右之趣何分宣御沙汰奉仰候 以上

九月二十八日

浅越永寿

浅越永寿金丹調合仕、猥ニ売弘メ候義被及御聞、委細御書拔を以御詮義被仰付候間、私共より夫々申通候処、別紙之通御答申上候。私共ニ而も、得ト相尋候処、御答申上候趣相違無御座候。申出之通、御聞届被仰付被下置度奉願候。則御答書付差上候。此段申上候

以上

矢島、中丸兩名

九月二十八日

- 一、浅越永寿は一粒金丹を無断で製造したこと
- 二、浅越永寿の親玄隆は製造許可を得ており、その知り合いから依頼されて、一粒金丹を販売したこと
- 三、玄隆が既に調査していた一粒金丹を販売したこと
- 四、一粒金丹には大粒と小粒の二種類があり、永寿は大粒を二つに割って小粒にしたこと
- 五、一粒金丹の小粒三十粒で、南鐐一片の価格であったこと
- 六、一粒金丹の包紙として、親玄隆の摺り残したものをそのまま使用したため、官印が押印されていなかった
- 七、長期間保存しても薬効は失われなかったこと
- 八、藩医でありながら、無許可で一粒金丹を販売したことは、非常に外聞も悪いことである

右の浅越永寿の弁明に誤りがないことを矢島と中丸の添書は証明する。

製造販売許可を得ていない藩医が、わずか三十粒の一粒金丹を販売しただけで、このように問題となったことは、一粒金丹の製造に関しては、藩当局によって非常に厳しい規制が設けられていたことを如実に物語るものである。

永寿に対して、どのような処置がとられたかは、「直舎伝記抄」の記述から窺うことは容易でない。

一つには「直舎伝記抄」の記載は宿直日記からの抄出であるため事件のすべてを伝えていないからである。

永寿の答弁を伝える九月二十八日以降、記載があるのは、九月二十九日、次いで十月十七日、十月十八日、十月二十八日となっている。

九月二十九日の記事は、参勤交代に精勤した六名の医師が目録を頂戴したことに触れ、十月十七日の記述は、平沼養敬が奥通りを許可されたことを伝えている。しかしこの日の宿直は、井上宗三と共に浅越永寿が、その任に当たっている。永

寿が何らかの処分、例えば謹慎などの処置を受けたとしても、それは二週間以内のものであったことが分る。

十月十八日と二十八日の記述はこの事件に関するものである。左に引用する。

十月十八日

一、浅越永寿儀、一粒金丹壳弘候義ニ付、御答申上候所、同人親玄隆調合残り不残差出候様、被仰付、同人江中通候
処、有合三十粒入八包差出申候間、則差上申候

小島杏栄

以上

十月十八日

矢島玄碩

中丸昌貞

右書付添金丹八包杉山小藤太殿江差出申候御受取済

玄碩

玄隆の調合済みの一粒金丹小粒三十粒入りが未だ八包残っており、それは藩当局へ返済された。
十月二十八日の記載は、この事件の結末を物語るものであり、左に引用する。

十月二十八日

小島杏栄

一、杉山小藤太より、矢島、中丸両氏連名にて、左之通御用状到来。浅越永寿義、一粒金丹壳弘候義、御食義被仰付候
所、同人親玄隆調合残有之候ニ付、望之者へ差出候旨、委細永寿答書差出候趣、承届候。尤此間差出候調合残金丹
不残御買上之上、此末望之者へ差遣候義御差留被仰付、已来、心得違無之様被仰付候。此旨申入候

以上

十月二十八日

永寿の同僚矢島と中丸に用人の杉山から連絡が来たもので、永寿の用立てを一応は了承されたことが分る。「已来、心得違無之様被仰付候」という文面を考慮すれば、永寿に対してとくに厳しい処置がとられず、これで一件落着いたことを推定させる。

ただし、永寿の所有していた一粒金丹を他医に転売したいという希望は入れられず、一粒金丹は藩当局に返却されたことは前に記した通りである。

4 おわりに

この浅越事件によって、津軽藩が一粒金丹の製造に関して、大変厳しい規制をしていたことが如実に示されている。ケンが津軽地方で栽培されてから三百年以上経っているが、阿片の常用による中毒者についての記録が現在のところ全く見られないのは、このように阿片の取り扱いに厳しい制限が設けられていたからと思われる。

これまでの研究で一粒金丹は大小二種知られていたが、大粒一つは小粒二つに相当し、その価格は文政の末の年間において、南小三十粒で南鏡一分であった。さらに、製造、販売の許可を得た藩医は、各自で包装紙を摺り、それに官印を貰って販売していたことも判明した。

文献

- (1) 松木 明、松木明知 津軽の歴史、津軽書房、昭和四十六年
- (2) 松木 明、松木明知 続津軽の歴史、津軽書房、昭和五十年
- (3) 松木明知 医学史雑稿、津軽書房、昭和五十六年
- (4) 松木明知 麻醉科学史のバイオニアたち、麻醉科学史研究序説、克誠堂、昭和五十八年
- (5) 松木明知 ケンの渡来と津軽一粒金丹（第四十九回日本民族衛生学会 特別講演、昭和五十九年七月）

- (6) 松木明知 浜江抽齋と津輕一粒金丹、日本医史学雑誌、三十卷 四号 昭和五十九年十月
- (7) 江戸御家中明細帳(写本)、慶応二年、弘前市立図書館蔵
- (8) 勝膜詮吉郎 語学の天才馬場佐十郎、新小説、大正十五年七月号

A Study on Secret Pills "Tsugaru-Ichiryu-Kintan" (1)

—The Case of Eiju Asagoe—

by

Akiomo MATSUKI

Production of the secret pills "Tsugaru-Ichiryu-Kintan" was strictly controlled by the Tsugaru feudal clan in the Tokugawa period, since opium was one of the components of the pills.

Drugs containing opium were not produced by any other feudal clans except for Tsugaru district, because they were not available in any other district. Even in the Tsugaru feudal clan, only several feudal physicians were allowed to produce and sell the pills.

In 1830, the following serious incident took place. A physician named Eiju Asagoe sold thirty of the small-size Ichiryu-Kintan pills to his father's friends without permission.

Since Eiju Asagoe was a feudal physician of Tsugaru clan, but was not allowed to produce the pills, the Tsugaru feudal clan accused him of breaking feudal law and asked him to submit a detailed explanation concerning the circumstances of the sale.

In Asagoe's explanation, he sold pills, which his father had left him to keep for future use, at the earnest request of his father's friends.

As there was neither crime nor money trouble involved in this case, he was permitted to continue his profession without punishment.